

矢板市再エネ・省エネ機器導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢板市再エネ・省エネ機器導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、原油価格及び物価の高騰対策として、電気代等の負担軽減のため、再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質バイオマス熱利用設備 木材の伐採、加工等によるチップ、ペレット、薪等を燃焼して暖房や給湯などに利用できる設備（薪ストーブ、ペレットストーブ、ペレットボイラー等をいう。）で、二次燃焼等により排煙を減少させる機能を有するもの又は燃焼効率が70%以上のものをいう。
- (2) 再生可能エネルギー設備 自然エネルギー（太陽光、水力、風力等をいう。）を変換して発電や熱利用等をする設備（全量を自家消費できるものに限る。）をいう。ただし、余剰エネルギーの売却はできるものとする。
- (3) 定置型蓄電池 再生可能エネルギー設備から直接充電し、建物に電

気を供給できる定置型の蓄電池（再生可能エネルギー設備と併設しないものを除く。）をいう。

(4) 導入設備 第6条の規定による交付決定通知の日以降に取得し、又は賃借する設備（附帯設備を含む。）で、建物等に据え付けるものをいう。

(5) 導入費用 導入設備及びその稼働に直接必要な工事に係る費用（他の補助事業を活用する場合は、当該交付額を除いた額）をいう。

（交付対象者、補助金の額）

第4条 補助金の交付を受けることができる者及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 矢板市に住民登録のある個人又は矢板市で事業を営む事業者（個人事業主を含む。以下同じ。）であること。

(2) 導入設備を自己で所有する矢板市内の土地、建物等（事業所は事業の用に供する部分に限る。）で使用すること（自己の所有でない土地、建物等で使用する場合には、当該建物等の所有者から書面による承諾を得ていること。）。

(3) 矢板市内に本店、支店又は営業所のある事業所（床面積が1,000㎡未満に限る。）による工事又は調達をすること（木質バイオマス熱利用設備に係る補助金の交付を受ける場合を除く。）。

(4) 補助申請は1回のみとすること。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書（規則別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 導入費用の見積書
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第6条 市長は、前条の書類を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適当であると認めるときは、規則第5条第2項に規定する補助金等交付決定通知書（規則別記様式第3号）により申請人に通知するものとする。

(事業内容等の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知を受けた後、次に掲げる場合に該当するときは、遅延なく、規則第8条第1項に規定する補助事業等計画変更申請書（規則別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金に要する予算を変更するとき。
- (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を変更したときは、規則第8条第4項に規定する補助金等変更交付決定通知書（規則別記様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第9条第2項に規定する補助金等交付請求書（規則別記様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 導入費用の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告の省略)

第9条 補助金の実績報告書の提出は、省略できるものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次のいずれかに該当したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付された条件、法令又は交付決定に基づく命令に違反したとき。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者は、導入設備を補助事業の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月22日から施行する。

別表（第4条関係）

補助の種類	交付対象者	補助率	上限額
①木質バイオマス 熱利用設備	事業者及び個人	導入費用の 3分の2以内	50万円
②再生可能エネル ギー設備	事業者	導入費用の 2分の1以内	50万円
③定置型蓄電池	事業者	導入費用の 2分の1以内	50万円
④LED照明	事業者 (街路灯のLED 化の場合、商 店会等の団体)	導入費用の 3分の2以内	10万円 (団体の場合 は50万円)

※②③④の同時導入は可とする。

※補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てて算出する。